

## 農林水産業UJIターンお試し就業補助金 FAQ

Q1:この要綱による就労希望者は、どのような人を想定していますか。

A1:お試し就業を実施する事業者(個人事業主を含む)の元での就職を希望されている方、あるいは事業者と同種の事業で就業されようとしている方を想定しています。たとえば、農業であればイチゴ農家を始めたいと考えているが、どのような作業があるのか体験してみたい、体験することによって就業可能かどうか判断してみたいなど農林水産業版のインターンシップとして利用可能な制度としています。

Q2:既に実施済みの中山間地域のお試し就業制度との違いを教えてください。

A2:中山間地域のお試し就業制度は、事業者の下で行う就業体験(従業員募集)及び事業承継体験となっており、インターンシップとしての利用が出来ません。また、対象者も県外からの転入では無く市外からも対象としている点、市内非中山間地域から中山間地域への転居者も対象としている点、転入及び転居から5年間を対象としている点など条件不利地域であることから対象者を広く設定しています。

農林水産業での就業を希望される場合については、中山間地域であっても本制度を利用してお試し就業を行ってください。ただし、市内非中山間地域から市内中山間地域への転居の方を農林水産業でのUJIターン制度では取り扱い対象としていませんので、その場合には中山間地域のお試し就業制度をご利用ください。

なお、交付される期間、金額等は両制度に違いはありません。

Q3:農林水産業だけ市内全域を対象として新たに制度を策定した理由を教えてください。

A3:農林水産業は、中山間地域や南部地域など地域ごとに取り組みをされている内容が異なるため、全市域を対象に制度を作ったものであり、本人の就業希望の内容を聞き取り、適切にマッチング、インターンシップを行うためです。

Q4:本社が市外にある場合、補助対象者にはならないでしょうか。

A4:市内に事務所又は事業所があれば、本社が市外に所在する場合も補助対象者となります。

Q5:「補助対象者の役員の3親等以内の親族」とは、具体的にはどういった役職でしょうか。

A5:例えば、株式会社の場合においては、「取締役、会計参与、監査役」、社会福祉法人などの場合は、「理事、監事」などが想定されます。個別の事案についてはお問合せください。

Q6:就労希望者において在外邦人や外国人は対象となりますか。

A6:第3条各号に規定する就労希望者の要件に該当する場合は、対象となります。

Q7:イチゴ農家の農業法人AとBさんは、補助金交付決定を受けた上で、「お試し就業」を実施しましたが、Bさんは自らに適性が無いとイチゴ農家になることをあきらめてしまいました。イチゴ農家の農業法人Aは補助金の交付を受けることは可能ですか。

Bさんは、再度小規模多品目野菜で「お試し就業」を実施したいと考えていますが可能でしょうか。

A7:「おためし就業」の結果、Bさんが就業をあきらめた場合でもイチゴ農家の農業法人Aが補助金を受け取ることは可能です。

Bさんが、改めて小規模多品目野菜でのお試し就業を希望されていますが、農林水産業UJIターンお試し就業補助金は、一人の就業希望者に対する補助金の交付は一度限りとしているため、補助金を活用してお試し就業の実施は不可能です。

詳しい内容につきましてはお問合せください。

Q8:国・県が実施している雇用制度に関する補助金と併用して農林水産業UJIターンお試し就業補助金を利用することは可能ですか。

A8:他の制度を併用する場合、農林水産業UJIターンお試し就業補助金の補助対象経費となっている給与(賃金及び就業規則等に定められた諸手当)、社会保険料を対象とする制度の場合は併用不可とします。農林水産業UJIターンお試し就業補助金実施後、役員または部門責任者などに登用するため国の補助制度を活用することは制限はありませんが、それぞれの制度の条件等を確認され受け入れ事業者にとって不利にならないように留意してください。

Q9:お試し就業を行う前に就労希望者との面談を行いたいと思うのですが、往復交通費等は助成の対象になりますか。また、正式採用が決まった際の移転費用等の助成、有料職業紹介所を通じた紹介の場合、人材紹介手数料などの費用は補助の対象となりますか。

A9:事業者が就労希望者の居住地(東京など)に行つて面談を行う場合、移住セミナーなどで広く就労希望者を探す場合、就労希望者が事業所に面接に来る場合などいろいろな想定ができますが、就労希望者の年齢、補助対象となる事業が異なりますので、詳しくはお問合せください。

想定される補助事業:

山口市若年UJIターン人材確保支援補助金(ふるさと産業振興課)

山口市UJIターン就業・創業活動に係る短期滞在費補助金(定住促進課)

山口県YY!ターン交通費補助金(県中山間地域づくり推進課)

山口県中山間移住創業マルシェ事業補助金(県中山間地域づくり推進課)

山口県創業希望地視察旅費補助(県経営金融課)

また、正式採用が決まった際の移転費用の助成、有料職業紹介所の人材紹介手数料などの助成は行っていません。

Q10:第4条別表中に補助対象経費(給与、諸手当、社会保険料等)の記載がありますが、社会保険料等について具体的に対象となるものを教えてください。

A10:想定している対象経費は以下のとおりです。

・健康保険、厚生年金保険、こども・子育て拠出金の内事業主が負担する必要があるもの。

月末時点で雇用している場合、雇用主は保険料を負担する義務が発生します。よつて、上記期間の間に月末が3回ある場合で、かつ、3か月分の雇用主負担額を3月31日までに支払っている場合は、「1か月分保険料×3回分」が補助対象となります。

・雇用保険料、労災保険料、労災保険料一般拠出金は、該当期間の給与(給料・賞与・手当)を算出基礎にして積算した雇用主負担金額が補助対象となります。

Q11:年度をまたいだ事業の実施は可能ですか。たとえば2月1日～4月30日までお試し就業の希望があつた場合の取り扱いはどのようになりますか。

A11:年度をまたいだ事業の実施はできません。2月1日～2月28日までの1ヶ月間の事業の実施は可能ですが、翌年再び4月1日～4月30日までの補助金交付申請を行うことはできません。

なお、2月28日まで事業を実施された場合において、3月31日までに相手方に支払を行った経費

を対象としますので、4月1日以降に支払いが発生しないように御注意ください。

3ヶ月間事業を実施したい場合は、就業開始時期を4月1日以降にするなど事業の開始時期を調整して実施してください。

Q12:研修期間中の住居はどのように確保したらよいでしょうか。市で補助制度があれば教えてください。

A12:研修期間中の住居確保に関する補助制度として、定期建物賃貸借(定期借家)制度を利用してアパート等を借りた場合、1か月分の家賃等(家賃、鍵交換にかかる手数料、短期契約手数料等)の半分(最大5万円)を補助する制度があります。なお、2ヶ月目以降は、補助がありませんので家賃を全額負担するようになる点には御注意ください。